案件1　学校長に関する地区公民館の企画運営委員の在り方について

1 趣 旨

学校長の公民館企画運営委員としての在り方について、より効果的な参画・取組となるよう、また、学校長の負担軽減につながるよう、関わり方の最適化に向け検討を進めているものです。

2 背 景（教員の現状）

（1）多様化・複雑化する教育ニーズと対応すべき業務の質・量の変化
（2）恒常的な長時間勤務、余裕のない働き方、メンタルの不調、やりがいの減退
（3）教員の疲弊、教職の魅力低下、教員志望者の減少

★ 心身ともに余裕をもって充実して働ける環境の整備の必要性
「教員の働き方改革グランドデザイン、同推進プラン策定（令和 6 年度）」

【資料1】「公立小中学校の教員採用試験結果の推移（受験者数と倍率）」参照

3 現 状（企画運営委員）

（1）委嘱要領において同館企画運営委員に位置づけられている。
（2）委嘱要領に沿って月1回の会議に出席、年数回の行事に参加している。
（3）会議が夜間又は土日に開催されていること、また、行事・イベントへの従事など、負担と感じている学校長もいる。

4 考え方及び取組

【資料2】「企画運営委員としての関わり方の最適化の考え方及び取組」参照

5 これまでの経過及び今後の予定

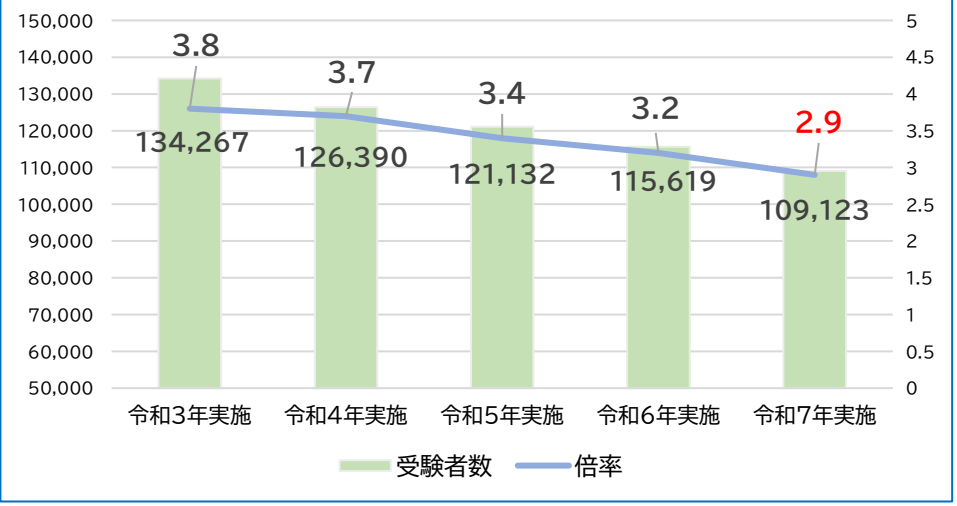
令和８年４月24日	公民館 館長会議に検討状況の説明
７月８日	吹田市公民館運営審議会に検討状況の説明
７月24日	公民館 館長会議に進捗の報告
８月～翌年３月	社会教育委員会議をはじめ関係組織への進捗報告 方向性の検討・整理
令和９年４月	企画運営委員会における新たな在り方の開始

吹田市社会教育委員会議

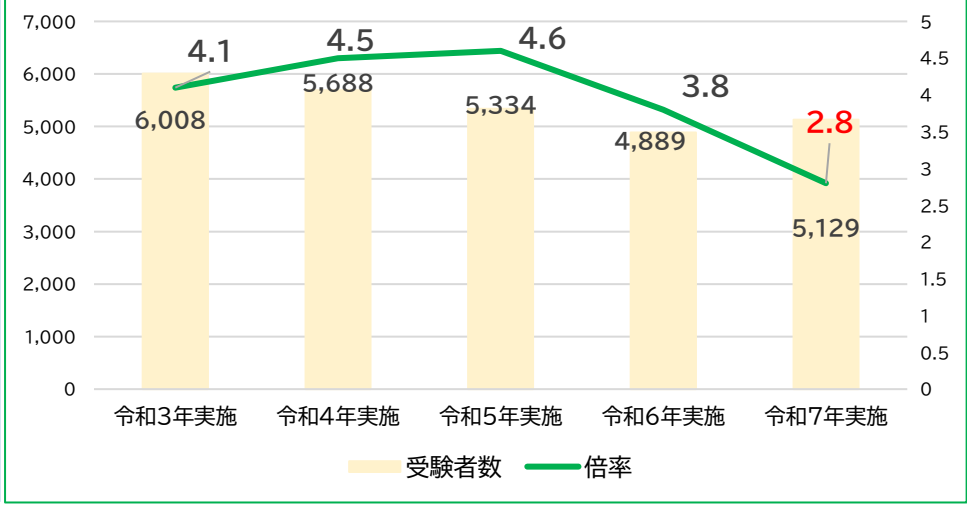
令和8年(2026年)8月31日

公立小中学校の教員採用試験結果の推移(受験者数と倍率)

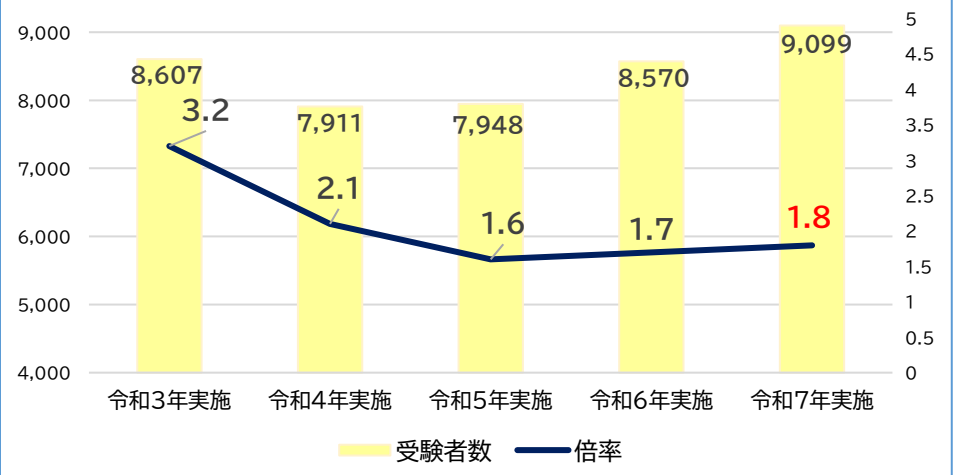
全国教員採用試験結果の推移



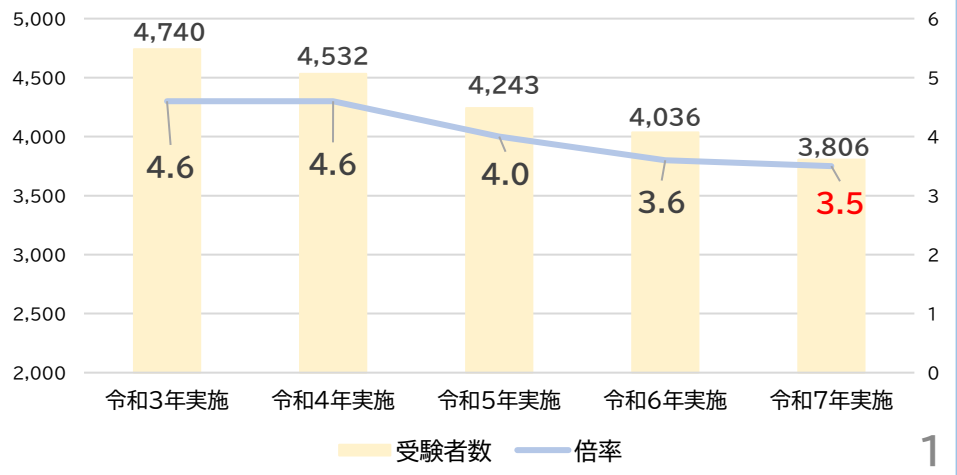
大阪府教員採用試験結果の推移



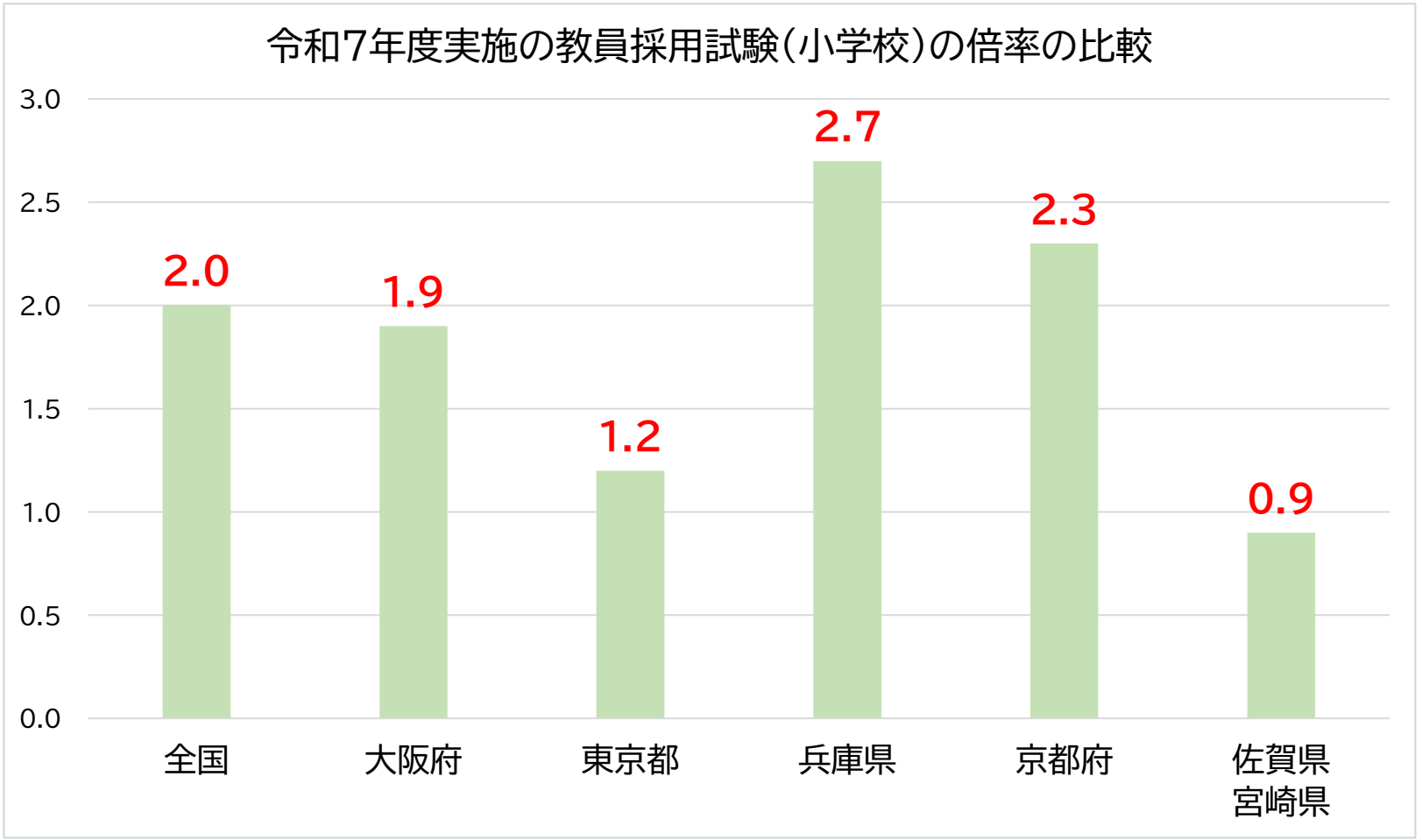
東京都教員採用試験結果の推移



兵庫県教員採用試験結果の推移



【参考データ】 公立小学校の教員採用試験結果(倍率)の比較



企画運営委員としての関わり方の最適化の考え方及び取組

【資料2】

No.	学校長の関わり方の最適化を進めるのは・・・	
1	目　的	より集中・選択して、効果的に関わること 学校長が子供たちの教育に注力できる環境を確保すること （学校長の負担軽減につなげること）
2	内　容	今後、ヒアリング等で学校長の意向も聞きながら、学校教育に関連する会議、行事等に出席、参画、協力する位置づけに変更するなど、検討を進めます。 （当該校の児童を対象としたイベント、課外活動・部活動に係る出演　など）

今後も公民館や地域との関係性を
大切に、より効果的で負担軽減に
つながる関わり方を引き続き検討



今後の予定

8月～翌年3月	社会教育委員会議をはじめ関係組織への進捗報告、方向性の検討・整理
令和9年4月	企画運営委員会における新たな在り方の開始

吹田市地区公民館企画運営委員委嘱要領

制　　定　平成１６年４月１日
最近改正　令和６年４月１日

（要領の趣旨）

第１条　本要領は、吹田市地区公民館企画運営委員（以下「委員」という。）の委嘱に関し、必要な事項を定める。

（委員の職務）

第２条　委員は担当する地区公民館の行う各種事業について当該地区公民館長に協力し、次に掲げる事項について処理する。

(1)　公民館の各種事業の企画運営を行うこと。

(2)　その他公民館の運営に関すること。

（委員の委嘱）

第３条　委員は、教育委員会が委嘱する。

（委員の定数及び任期）

第４条　委員の定数は、１公民館１６名以内とする。ただし、南千里地区公民館にあっては１８名以内とする。

２　委員の任期は２年とし、再任を妨げない。

３　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（組織）

第５条　委員は、次に掲げるものとする。

(1)　学校教育の関係者（学校長）　　２名以内

(2)　社会教育の関係者
　　公民館の区域内にある社会教育関係の
　　団体又は機関から推薦を受けた者　９名以内

(3)　有識者　　９名以内

(4)　公募による市民委員　　２名以内

２　前項第１号から第３号までの委員の委嘱は、地区公民館長の推薦によるものとする。

３　第１項第２号から第４号までの委員は、各公民館の区域内に居住する者の中から委嘱するものとする。ただし第２号については、各地区の事情によりやむを得ない場合でまなびの支援課長が認めた場合はこの限りではないものとする。

４　第１項第２号及び第３号の委員の男女比率は均等とする。ただし、各地区の事情によりやむを得ない場合はこの限りではないものとする。

（学校教育の関係者の職務）

第６条　委員のうち学校教育の関係者の職務は、第２条の規定にかかわらず、公民館が行う各種事業の企画運営についての助言を行うこととする。

（委任）

第７条　この要領に定めるもののほか、委員の委嘱について必要な事項は、地域教育部長が定める。

附　則

この要領は、平成１６年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２３年３月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年６月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年１月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

社会教育委員会議資料
令和8年（2027年）8月31日
地域教育部まなびの支援課

1　標題　（□ 協議　☑ 報告　□ レク）

吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

2　目的（結論・到達点）

吹田市公民館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、改正内容の報告を行うものです。

3　概要

（1）内容

岸二地区公民館は、令和９年１月から同年11月にかけて大規模改修を行う予定であり、工事中及びその前後に係る期間は、６箇月を超えて公民館を休館することから、公の施設の大規模改修に伴う条例等の改正基準（※）に基づき、休館期間を定める規則改正を行いました。併せて第２条の規定整備を行いました。

（2）施行期日

令和８年８月１日

4　備考

（1）パブリックコメント

実施なし

※　吹田市民の意見の提出に関する条例第４条第７号キ「市の会計、予算、決算及び契約並びに財産の管理について定める条例、規則」に該当するため。

（2）今後のスケジュール

令和８年　８月	改正後の吹田市公民館条例施行規則　施行
令和８年１１月	岸二地区公民館　供用休止
	大規模改修工事に伴う物品の搬出準備
同年１２月	物品搬出
令和９年　１月	大規模改修工事開始
同年１１月	大規模改修工事完了
令和１０年　２月	供用開始（予定）

※「公の施設の大規模改修に伴う条例等の改正基準」より抜粋

工事期間中、６箇月を超えて当該施設の供用を休止し、施設外でのイベントなどの一部の事業のみを実施する場合は、公の施設の移転の条例改正ではなく、休館の規則改正を行います。

※吹田市公民館条例施行規則

（休館日等）

第３条　公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

（１）　火曜日

（２）　国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する国民の祝日の翌日（当該翌日が火曜日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い国民の祝日の翌日でない日）並びにその前日及び翌日が同法に規定する国民の祝日である日の翌日

（３）　12月29日から翌年の１月３日までの日

社会教育委員会会議資料

地域教育部文化財保護課

1　標題　（□　協議　　☑　報告　　□　レク）

国による重要無形文化財の保持者の認定及び国登録有形文化財の登録について

2　報告内容

令和８年７月17日開催の国の文化審議会において、重要無形文化財の保持者の認定等について文部科学大臣に答申されました。このうち、本市に係るものとして、６件が認定又は登録されました。

国による認定及び登録については、答申後に行われる官報告示をもって正式な決定となります。

3　認定・登録された文化財

（1）重要無形文化財の保持者の認定（個人を保持者とする認定で、いわゆる「人間国宝」）

ア　重要無形文化財の名称

鍛金（たんきん）

イ　保持者

三好 光正（みよし　みつまさ）【雅号：三好 正豊（みよし　まさとよ）】

（2）　国登録有形文化財（建造物）の登録　※所有者の大阪府から国に対し登録申請

ア　国登録有形文化財（建造物）の名称

（ア） EXPO’70パビリオン（旧鉄鋼館）

（イ） 大阪日本民芸館

（ウ） 万博記念公園平和の鐘

（エ） 万博記念公園夢の池

（オ） 万博記念公園大屋根モニュメント

イ　所在地

吹田市千里万博公園41番１

ウ　所有者

大阪府

4　参考資料

別紙１及び別紙２のとおり

社会教育委員会議資料　　令和８年（2026年）８月31日
（青少年クリエイティブセンター）

１　標題（□協議　☑報告　□レク）

吹田市立青少年クリエイティブセンター施設再編の基本構想に係る子供・若者へのニーズ調査の実施について

２　趣旨

吹田市立青少年クリエイティブセンターの施設再編に係る基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、主な利用者である子供・若者の声をしっかりと反映し、吹田市こども計画に定める子供・若者が主体となった居場所の確保を進めるため、現在、以下のとおりニーズ調査を実施していることを御報告するものです。

今後、調査結果を分析し、現代の子供・若者のニーズに即した施設の検討を進め、意見提出手続（パブリックコメント）を経て基本構想を策定する予定としています。

３　調査方法

⑴ 利用者アンケート

対象：　現施設を利用している子供・若者

⑵ 市内の学校に通学する子供・若者アンケート

対象：ア　吹田市立小学校及び中学校に通学する児童、生徒及びその保護者

イ　吹田市内の高校・大学に通学する生徒

ウ　未就学児の保護者

⑶ アンケートを活用したワークショップ

対象：ア　子供・若者

イ　保護者（未就学児保護者を含む。）

４　スケジュール

令和8年8月中旬～9月上旬　　利用者アンケート実施

8月下旬～9月中旬　　子供・若者アンケート実施

9月下旬～10月上旬　　ワークショップ実施

５　その他

上記の子供・若者へのニーズ調査に加え、利用団体や地域へのヒアリング、パブリックコメントによる全市民からの御意見を踏まえ、基本構想の策定を進めてまいります。

６ 参考資料

別紙3のとおり

社会教育委員会会議資料

地域教育部文化財保護課

1　標題　（□　供犠　　☑　報告　　□　レク）

吹田市立博物館 秋季特別展「吹田の須恵器生産」（仮題）の実施について

2　展示概要

（1）会期

令和８年（2026年）10月17日（土）～11月23日（月・祝）予定

＊休館日　11月23日以外の月曜日、11月４日（水）

（2）展示主旨

日本列島に、登り窯を使って高温で器を焼く技術が朝鮮半島からやってきたのは、約1600年前のことです。この新技術の窯を使って焼いた器を「須恵器」と呼び、これまで使われていた土師器とともに主要な焼き物として発展していきます。

大阪府下にはこうした、最初期の窯を含め須恵器生産の拠点となる陶邑窯跡群（堺市・和泉市）と千里丘陵上にある吹田窯跡群（吹田市）、桜井谷窯跡群（豊中市）があります。

吹田市に所在する吹田窯跡群は、最初期にあたる4世紀末～5世紀初頭に32号窯と54号窯が操業し、約50年の期間を空けた6世紀に入ってから本格的な須恵器生産が始まります。その一方、同じ千里丘陵上にある桜井谷窯跡群では、5世紀後半に本格的な操業を開始します。

本展示では、千里丘陵上に築かれた須恵器窯とその出土資料から、吹田における古墳時代の須恵器生産について考えてみたいと思います。

3　主な展示資料

吹田32号須恵器窯跡出土資料、吹田54号須恵器窯跡出土資料、吹田市五反島遺跡出土資料、吹田市垂水南遺跡出土資料、豊中市桜井谷窯跡群出土資料

4　関連イベント

講演会、展示解説、ワークショップ

社会教育委員会会議資料

地域教育部文化財保護課

1　標題　（□　協議　　☑　報告　　□　レク）

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）秋の特別公開について

2　開催内容

（1）名称

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）秋の特別公開

（2）目的

国登録有形文化財の同住宅と国登録記念物（名勝）の庭園を特別公開します。中西家に伝わる江戸時代の掛軸や道具類の展示、普段は非公開の離れ座敷のふすま絵の鑑賞も行います。庭園では紅葉も楽しめます。

（3）開始日時

11月21日(土)～29日(日)午前10時、午後１時、午後３時。

（4）開催場所

旧中西家住宅（吹田吉志部文人墨客迎賓館）

（5）その他

11月の庭園公開は、11月１日(日)～19日(木)午前10時～正午、午後１時～４時30分に、庭園のみを公開します。

別紙資料

１　重要無形文化財の保持者について

２　EXPO‘70 パビリオン（旧鉄鋼館）について

３　大阪日本民芸館について

４　万博記念公園平和の鐘について

５　万博記念公園夢の池について

６　万博記念公園大屋根モニュメントについて

７　吹田市立青少年クリエイティブセンターについてのアンケート

別紙１

「鍛金」は、平成７年５月 31 日に重要無形文化財に指定され、現在、保持者として奥山喜藏（雅号 奥山峰石）氏、玉川宣夫氏、大角幸枝氏が認定されています。現保持者に加えて、三好氏を保持者として「追加認定」するものです。

１　保持者

氏名：三好 光正（みよし　みつまさ）
雅号：三好 正豊（みよし　まさとよ）

２　保持者の特徴

同人は、伝統的な鍛金の技法を高度に体現しており、卓越した技量を示している。また、斯界の発展及び後進の指導・育成にも尽力している。

３　保持者の概要

同人は昭和 26 年に大阪府に生まれ、大阪市立工芸高等学校（現 大阪府立工芸高等学校）金属工芸科（現 プロダクトデザイン科）を卒業後、金工関係の仕事をしていた父の紹介で、東京で銀器を手がけていた早川徳太郎、次いで京都で茶道具を手がけていた金工作家の田（雅号 田中秀明）に師事した。同人は、田中の下で約 10 年間、茶道具の製作に携わり伝統的な鍛金技法を習得した。以来、同人は鍛金技法について研究を続け、活発な制作活動を展開しながら技を錬磨し、高度に体得して今日に至る。同人は、地金作りから仕上げに至るまでの全工程を一貫制作している。同人の鍛金技法は、自身で金属を配合し、湯床吹きの技法により鋳造した塊を地金とし、金鎚や木槌を用いて、平らに打ち延ばす「鎚延べ」、垂直方向に打ち延ばす「鎚上げ（打ち上げ）」、打ち縮める「絞り」等によって器物を成形するものである。表面には象嵌などの装飾を施し、金属の色合いを効果的、かつ安定的に発色させるための表面処理や着色等の仕上げも自身で行い作品を完成させる。同人は、左右対称の端正な形の鉢や水指等の制作を得意としており、その優美な輪郭線は、金鎚や木槌による的確かつ丁寧な鎚打によって形作られ、同時に厚みの調整も行われている。口縁部の厚みを残しつつ、底部から胴部にかけての厚みを均一に薄く打ち延ばすなどの調整を行うことで、同人の作品は、重厚感のある造形ながら、実用に即した軽量さをも兼ね備えている。その表面に施される幾何学文様等の象嵌や、繊細な鎚目等の装飾は、形の美しさを更に引き立てている。

別紙２

EXPO’70 パビリオン（旧鉄鋼館）について

〇名称及び建築年代

EXPO’70 パビリオン（旧鉄鋼館）：昭和 45 年（1970）／平成 22 年（2010）改修

〇所在地

吹田市

〇登録基準

基準（二）　造形の規範となっているもの

〇建造物の説明

万博記念公園南東部に建つ EXPO’70 パビリオン（旧鉄鋼館）は、1970 年の日本万国博覧会（大阪万博）において、日本鉄鋼連盟が「鉄鋼館」として出展したパビリオンを活用した建物です。設計は日本モダニズム建築を代表する建築家・前川國男が担当しました。建物は鉄筋コンクリート造の高層棟と、耐候性鋼を使用した鉄骨造の低層棟とタワーから構成され、当時新しかった建築材料などを採用するなど先端技術を駆使して建てられています。

大阪万博閉幕後、会場跡地は「緑に包まれた文化公園」として整備されることとなり、原則として展示館や施設は撤去されましたが、旧鉄鋼館は大阪日本民芸館とともに、開幕当初から閉幕後の保存・活用が計画されていた数少ない恒久施設であり、万博会場に建設されたパビリオンの姿を現在に伝える貴重な遺構です。

平成 22 年（2010）には大阪万博 40 周年を機に展示施設「EXPO’70 パビリオン」として改修・公開され、現在大阪万博のガイダンス施設として活用されています。改修後も建物の特徴的な空間構成は良好に継承されており、大空間のスペースシアターやガラス張りの開放的なホワイエなど、万博当時の主要空間が現在も残されています。

以上のように、本建物は先端技術を駆使し祝祭的な空間を巧みに演出していることから、登録基準（二）に該当すると評価されました。

※前川國男：明治 38 年（1905）～昭和 61 年（1986）。東京帝国大学工学部建築学科を卒業後にパリに赴き、世界的に著名な建築家ル・コルビジェに学ぶ。代表作として、木村産業研究所［昭和 7 年（1932）竣工・重要文化財］、神奈川県立音楽堂・図書館［昭和 29 年（1954）竣工］、上野公園内の東京文化会館［昭和 36 年（1961）竣工］などが知られる。



大阪日本民芸館について

〇名称及び建築年代

大阪日本民芸館（おおさかにほんみんげいかん）：昭和 45 年（1970）

〇所在地

吹田市

〇登録基準

基準（二）　造形の規範となっているもの

〇建造物の説明

万博記念公園中央部に建つ、大阪日本民芸館は、「暮らしの美」をテーマに、庶民の暮らしの中で培われた民芸品の美しさを広く海外に理解してもらうことを目的に、万博日本民芸館出展協議会が国内展示館「日本民芸館」として大阪万博に出展したパビリオンです。設計・施工は株式会社大林組です。

大阪日本民芸館は、大阪万博閉幕後も公共施設として保存・活用されることが開幕前から決定していた数少ないパビリオンの一つであり、EXPO'70 パビリオン（旧鉄鋼館）と並ぶ貴重な恒久施設です。そのため、機能を変更せず、現在まで継続して利用されています。

建物は鉄筋コンクリート造平屋建（一部 2 階建）で、中央に中庭を設け、その周囲に展示室を巡らせた三角形平面を特徴とします。来館者はゆるやかなスロープを通って展示空間を回遊する計画となっており、多様な民芸品を自然な流れの中で鑑賞できる構成となっています。また、黒を基調とした簡潔でモダンな外観を持ちながら、展示室の建具に障子を用いるほか、一部に和風空間を設けるなど、日本的な意匠を巧みに取り入れています。

以上のように本建物は和風でまとめたモダンな外観意匠を有することから、登録基準（二）に該当すると評価されました。



万博記念公園平和の鐘について

〇名称及び建築年代

万博記念公園平和の鐘：昭和 44 年（1969）／昭和 45 年（1970）移築、平成 29 年（2017）移築改修

〇所在地

吹田市

〇登録基準

基準（一）　国土の歴史的景観に寄与しているもの

〇建造物の説明

本建物は、ニューヨークの国際連合本部に展示されていた梵鐘を、1970 年の日本万国博覧会（大阪万博）の外国展示館「国連館」で公開するために建設された鐘楼です。大阪万博閉幕後、梵鐘は国連本部へ返却されましたが、鐘楼は解体されることなく万博記念公園内に移設され保存されました。

その後、昭和 46 年（1971）には、国連本部の梵鐘と同じく世界各国から集められたコインなどを原料として新たな梵鐘が鋳造され、鐘楼に吊り下げられました。このレプリカは現在まで大切に受け継がれ、万博当時の理念と記憶を今に伝えています。平成 29 年（2017）には、EXPO’70 パビリオン（旧鉄鋼館）西側広場の現在地へ再移築されました。

鐘楼は方一間の小規模な建物で、宝形造、金属板葺の屋根を備え、頂部には金色の宝珠を据えた端正な外観を特徴とし、中央には平和を願う鐘が吊られています。万博のために建設された国連関連施設の遺構として希少であるだけでなく、国際交流と世界平和への願いを象徴する建造物として高い歴史的価値を有しています。

以上のように、「万博記念公園平和の鐘」は、大阪万博の精神と国連の理念を現在まで伝える貴重な鐘楼であることから、登録有形文化財の登録基準（一）に該当するものとして評価されました。



万博記念公園夢の池について

〇名称及び建築年代

万博記念公園夢の池（ばんぱくきねんこうえんゆめいけ）：昭和 45 年（1970）／平成 22 年（2011）改修

〇所在地

吹田市

〇登録基準

基準（二）　造形の規範となっているもの

〇建造物の説明

万博記念公園の中央部、EXPO’70 パビリオン（旧鉄鋼館）の北側に位置する夢の池は、1970 年の日本万国博覧会（大阪万博）の開催にあわせて整備された人工池です。大阪万博では会場内に７つの人工池が設けられましたが、夢の池はその貴重な遺構の一つとして今日まで保存されています。

池は万博会場の地形を生かした東西に長く延びる形状をもち、東西約 280m、南北約 130m に及びます。池の地盤はすり鉢状の盛土によって造成され、池底と法面下部にはコンクリート版とアスファルトパネルを用い、法面上部には花崗岩の石張りを施すなど、本格的な土木技術によって築かれています。

池内には６基の噴水彫刻が配置されており、その設計を担当したのは世界的彫刻家イサム・ノグチです。噴水は西から、宇宙船（2 基）、その東に星雲、惑星、惑星の北に彗星、コロナを配置します。これらは宇宙をテーマとした近未来的な造形で統一されています。

夢の池の噴水群は、現代彫刻と最先端の噴水技術を融合させた画期的な作品群として高く評価されており、現在は噴水機能を失いオブジェとして保存されているものの、万博当時の景観を今に伝える貴重な工作物です。その独創的な意匠と高い芸術性から、登録基準（二）に該当すると評価されました。

※イサム・ノグチ：明治 37 年（1904）～昭和 63年（1988）。アメリカ、ロサンゼルスで生まれる。コロンビア大学に入学するも、翌年から彫刻家の見習いとなり、昭和 4 年（1929）からアメリカ合衆国でいくつか個展を開催する。作品は彫刻やパブリックアート、照明器具や家具のデザインなど多岐にわたる。



万博記念公園大屋根モニュメントについて

〇名称及び建築年代

万博記念公園大屋根モニュメント：昭和 45 年（1970）／昭和 53 年（1978）改修

〇所在地

吹田市

〇登録基準

基準（一）　国土の歴史的景観に寄与しているもの

〇建造物の説明

大屋根モニュメントは、万博記念公園中央部に位置する 1970 年大阪万博のシンボルゾーンの基幹施設「お祭り広場大屋根」の一部です。大屋根は建築家・丹下健三の設計、構造家・坪井善勝および川口衛の構造設計によるもので、鋼管とボールジョイントを用いた大スパンの立体トラス構造で、幅 108m、奥行 291m、高さ 30m に及ぶ巨大な空間構造として世界的な注目を集めました。

大阪万博閉幕後もしばらく存置さていましたが、昭和 52 年（1977）から約 1 年をかけて解体され、柱の高さを約 30m から 18m に切断したうえで、柱周辺の架構のみが保存されました。これが現在の大屋根モニュメントです。

近代建築の巨匠である丹下健三とシェル構造研究の第一人者である坪井善勝による協働の作品であり、本構造は当時世界から注目を集めた日本建築構造技術の水準とその後の立体構造組積造発展への影響を物語る貴重な物証です。大屋根モニュメントはその大屋根フレームの一部ではあるものの、当時の大屋根の構造を知り得る重要な構造物であり、万博シンボルゾーンの面影を今に伝えることから、登録基準（一）に該当すると評価されました。

※丹下健三：大正 2 年（1913）～平成 17 年（2005）。代表作として、代々木競技場［昭和 39 年（1964）竣工・重要文化財］や東京都庁第一庁舎［平成 3 年（1991）］竣工］などが知られる。

※坪井善勝：明治 40 年（1907）～平成 2 年（1990）建築構造学を専門とする、シェル構造研究の第一人者。丹下との協働作品も多く、代々木競技場や東京カテドラル聖マリア大聖堂などがある。



小中学生向け依頼文

吹田市の小学校・中学校に通学するみなさんへ

吹田市立青少年クリエイティブセンターについてのアンケート

吹田市では、岸部中にある「吹田市立青少年クリエイティブセンター」を、これからどのような施設にしていくか考えています。

この施設は、子供や若者が安心して過ごしたり、勉強、音楽、工作、スポーツ、交流などをしたりできる場所です。

このアンケートでは、施設を利用したことがある人も、利用したことがない人も、放課後や休日の過ごし方、あったらよいと思う場所、施設でやってみたいことなどについて答えてください。

回答に正解や間違いはありません。みなさんの回答は、これからの施設を考えるための大切な資料として使います。名前など、書いた人が誰かが分かる情報は集めません。

アンケートへのご協力をお願いします。

令和８年８月　　**吹田市教育委員会**

アンケートに答えるときのお願い

〇このアンケートは、吹田市の公立小学校・中学校に通っている皆さんに答えてもらうものです。
〇色々な質問がありますが、どの質問にも自分の名前は書かないでください。
〇書かれている内容が難しいときは、家の人と一緒に答えてください。
〇答えてもらった内容は、この調査の目的以外には使いません。
〇アンケートの結果は、吹田市のホームページなどでお知らせすることがあります。

<回答の方法>

ウェブサイトから答えてください。

右記の二次元コードまたは URL からアクセスしていただき、
アンケートにこたえてください。
https://questant.jp/q/cc_suita2026_syoutyuugakkou

回答締切日は、　**令和８年９月１３日(日)**　です。

＊アンケートへの回答は、「1 人 1 回」でお願いします。
＊締切日を過ぎていても回答できるときはご協力ください。

■本調査に関する問い合わせ先

部署名　：吹田市教育委員会事務局　地域教育部 青少年クリエイティブセンター
所在地　：〒564-0002 吹田市岸部中 1 丁目 16 番 1 号
電話番号：06-6389-2061（直通）

設問詳細：児童・生徒向け（全 11 問）

問 1. あなたの学年を教えてください。（回答は 1 つ）

1. 小学 1 年生
2. 小学 2 年生
3. 小学 3 年生
4. 小学 4 年生
5. 小学 5 年生
6. 小学 6 年生
7. 中学 1 年生
8. 中学 2 年生
9. 中学 3 年生

問 2. あなたが通っている学校を教えてください。（回答は 1 つ）

1. 小学校に通っている

1. 吹田第一小学校
2. 吹田第二小学校
3. 吹田第三小学校
4.

＜略＞

33. 青山台小学校
34. 桃山台小学校
35. 千里たけみ小学校

2. 中学校に通っている

1. 第一中学校
2. 第二中学校
3. 第三中学校
4.

＜略＞

17. 竹見台中学校
18. 古江台中学校

問 3. あなたは「青少年クリエイティブセンター」を知っていますか。（回答は 1 つ）

1. 行ったことがあり、どのような施設か知っている
2. 行ったことはないが、どのような施設かだいたい知っている
3. 名前だけ知っている
4. 知らなかった

問 4. 学校が終わった後や休日に、どのようなことをして過ごすことが多いですか。（回答はいくつでも）

1. 家で勉強や宿題をする
2. 図書館や自習室などで勉強する
3. 家でゲームや動画、インターネットを楽しむ
4. 友だちと話したり遊んだりする
5. 公園や広場など、外で遊ぶ
6. スポーツや運動をする
7. 音楽、絵、工作などの活動をする
8. 部活動やクラブ活動に参加する
9. 塾や習い事に行く
10. お店や飲食店などで過ごす
11. 家族と過ごす
12. 一人でゆっくり過ごす
13. 特に決まっていない
14. その他（　　）

問 5. 学校が終わった後や休日に、次のような場所がもっとあればよいと思いますか。（回答は 3 つまで）

1. 一人で落ち着いて過ごせる場所
2. 友だちと話したり遊んだりできる場所
3. 勉強や宿題ができる場所
4. 体を動かしたり、スポーツをしたりできる場所
5. 音楽、絵、工作、料理などができる場所
6. 本を読んだり、調べものをしたりできる場所
7. ゲームやデジタル機器を使った活動ができる場所
8. 学校や家庭で困ったことを相談できる場所
9. 学校に行きづらいときにも安心して過ごせる場所
10. 小さな子どもや大人など、いろいろな世代の人と交流できる場所
11. 特にない
12. その他（　　）

問 6. 新しい施設で、やってみたいことは何ですか。（回答は 5 つまで）

1. 体育館でボールを使った運動やスポーツをする
2. 柔道や剣道などの武道をする
3. 卓球をする
4. グラウンドでスポーツや外遊びをする
5. 楽器を演奏する
6. ダンスをする
7. e スポーツをする
8. スケートボード、BMX、インラインスケートなどをする
9. ボルダリングをする
10. キャンプや自然体験などのアウトドア活動をする
11. 絵を描いたり、工作・手芸・ものづくりをしたりする
12. 勉強、自習、読書をする
13. 話し合いや勉強会をする
14. 行事やイベントに参加する
15. 自由にゆっくり過ごす
16. 困っていることを相談する
17. 地域の人やいろいろな世代の人と交流する
18. 食事をしたり、休憩したりする
19. その他（　　）

問 7. あなたが利用したいと思う施設は、どのような場所ですか。（回答は 3 つまで）

1. 明るく、入りやすい
2. 一人でも利用しやすい
3. 友だちと一緒に利用しやすい
4. 静かに過ごせる場所がある
5. にぎやかに活動できる場所がある
6. 雨の日や暑い日でも体を動かせる
7. 屋内と屋外を行き来して遊べる
8. 年齢や性別、障がいの有無、国籍などに関係なく利用しやすい
9. 困ったときに相談できる人がいる
10. 自分の意見やアイデアを伝えられる
11. 無料または安い料金で利用できる
12. その他（　　）

問 8. 施設を利用するとしたら、利用しやすい時間はいつですか。（回答は 3 つまで）

1. 平日の学校が終わった後から家に帰るまで
2. 平日の夕方から夜
3. 土曜日の午前
4. 土曜日の午後
5. 日曜日・祝日の午前
6. 日曜日・祝日の午後
7. 夏休みなどの長い休み
8. わからない
9. その他（　　）

問 9. どのような条件があれば、この施設を利用してみたいと思いますか。（回答は 3 つまで）

1. 家や学校から近い
2. 電車やバスで行きやすい
3. 自転車で行きやすく、駐輪場がある
4. 無料で利用できる
5. 低料金で利用できる
6. 利用できる時間が長い
7. 事前の予約をしなくても利用できる
8. 友だちと一緒に利用できる
9. 一人でも安心して利用できる
10. やってみたい活動やイベントがある
11. 施設でできることが分かりやすく紹介されている
12. 特に条件はない
13. どのような条件でも利用したいと思わない
14. その他（　　）

問 10. 新しい施設ができたら、どのくらい利用してみたいと思いますか。（回答は 1 つ）

1. ぜひ利用してみたい
2. やってみたいことがあれば利用したい
3. 友だちや家族と一緒なら利用したい
4. 今のところ、あまり利用したいと思わない
5. 利用したいと思わない
6. わからない

問 11. 新しい施設について、「こんなことができたらよい」「こんな場所にしてほしい」という考えがあれば、自由に書いてください。